

鳥取県告示第 343 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	廃止年月日
大淀会歯科診療所	米子市淀江町佐陀2169	平成19年2月28日
相原医院	境港市麦垣町55	平成19年3月31日